

福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年3月22日)

[件 名]

- 1 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの改訂骨子案に係るパブリックコメントの実施結果について
(環境立県推進課・脱炭素社会推進課)・・・2
- 2 第13次鳥獣保護管理事業計画(案)に係るパブリックコメントの実施結果について
(緑豊かな自然課)・・・3
- 3 令和4年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)に係るパブリックコメントの実施結果について
(くらしの安心推進課)・・・4
- 4 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(緑豊かな自然課)・・・6

生活環境部

令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの改訂骨子案に係るパブリックコメントの実施結果について

令和4年3月22日
環境立県推進課
脱炭素社会推進課

国による2030年度温室効果ガス削減目標の引き上げ、エネルギー基本計画・地球温暖化対策計画の改定など、政府方針の変化を踏まえ、本県においても「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づく県の環境基本計画である「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を改訂するに当たり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施したので、その結果を報告する。

1 実施結果

(1)実施期間 令和4年2月25日(金)から3月11日(金)まで(15日間)

(2)意見総数 18件(個人11人)

(3)主な意見と対応方針

＜対応の区分＞ 盛込済(◎)、反映(○)、その他(―)

項目	件数	主な意見	対応方針(案)	対応
削減目標関連	4	良い計画である	―	―
農林水産業関連	6	森林吸収源対策を分かりやすく記述してほしい	別途策定している「とっとり森林・林業振興ビジョン」に基づき実施している事業などの具体例を追記するなどして分かりやすく記載する。	○
		海洋生物による炭素吸収の促進を検討すべき	海藻等による炭素吸収の促進について追記する。	○
脱炭素エネルギー関連	4	県の再エネ導入施策を記述してほしい	家庭や事業所における太陽光発電をはじめ、地域と地元企業等が連携して行う小水力発電やバイオマス発電など、自然や地域と調和した再エネ導入に取り組むこととしている。	◎
その他	4	専門用語について分かりやすく記述してほしい	注釈を加えるなどしてより分かりやすく記載する。	○
	18			

2 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの改訂の概要

(1) 国内外の脱炭素を取り巻く社会の変化を反映

国内外の脱炭素を取り巻く社会の変化(気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)の開催、日本政府の2030年度温室効果ガス削減目標(2013年度比)の引き上げ(▲26%→▲46%)及びそれに伴う「地球温暖化対策計画」「エネルギー基本計画」の改定等を踏まえて、総論などについて時点修正する。

(2) 2030年度温室効果ガス削減目標(2013年度比)の引き上げ(▲40%→▲60%)及びそれを達成するための施策の追記

- 従来の施策に加えて、今ある技術を総動員し、「鳥取スタイル PPA^(※)を活用した太陽光発電の設置促進」「とっとり健康省エネ住宅の普及促進」「電動車をはじめとした燃費の良い自動車の普及促進」などに重点的に取り組むなどして、上乗せ削減目標を積み上げた結果、▲60%を実現可能な目標として設定する。

(※)鳥取スタイル PPA:電力消費者の初期費用が不要となる自家消費型の屋根貸し太陽光発電を促進するため、県内の地域新電力や関連企業が連携して実施する新たな施策

- 今回重点的に取り組もうとする施策については、地球環境と健康を守りながら、快適に賢く住まうライフスタイルへの転換を図る「とっとりエコライフ構想」として取りまとめ、県民に分かりやすく普及啓発を図る。

3 今後の予定

令和4年3月23日(水) 鳥取県環境審議会による審議

令和4年3月末 プランの改訂及び公表

第13次鳥獣保護管理事業計画（案）等に係るパブリックコメントの実施結果について

令和4年3月22日
緑豊かな自然課

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく「鳥獣保護管理事業計画」及び同計画に基づき策定している「鳥取県第二種特定鳥獣管理計画」について、次期計画を策定するに当たり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施したので、その結果を報告する。

1 実施結果

(1) 実施期間 令和4年1月12日（水）から2月1日（火）まで（21日間）

(2) 意見総数 36件（5名）

第13次鳥獣保護管理事業計画（案）	1件（1名）
鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（案）	なし
鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（案）	なし
鳥取県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画（案）	35件（4名）

(3) 主な意見と対応方針

＜対応の区分＞ 盛込済（◎）、反映（○）、その他（—）

【第13次鳥獣保護管理事業計画（案）】

意見の内容	対応方針	対応
狩猟免許取得後に、檻を借りられない、設置場所がない等の現状がある。「管理放棄檻」を把握し、希望者がいれば管理を譲ることが出来るような「マッチングサイト」を作ることを提案する。	狩猟者の育成・確保のために「管理放棄檻」の活用も有効であり、市町村等関係団体に管理放棄檻の情報提供を行うなど若い世代も参加できる環境を整えていく。	◎

【鳥取県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画（案）】

意見の内容	対応方針	対応
生息数推定は管理計画の構想の基幹となるものなので、その推定方法についてもう少し詳細に記載する必要があるか。	近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会において実施した、推定方法の概要を追記する。	○
安定存続地域個体群は環境省ガイドラインでは成獣800頭程度以上となっているが、東中国地域個体群の推定個体数は総個体数844頭（中央値）であり、安定存続地域個体群にはなっていないのではないか。	東中国地域個体群については、成獣個体数は推計していないこと、中央値が844頭（95%信用区間は651頭～1093頭）であることから、危急地域個体群（成獣個体数400～800頭程度）と安定存続地域個体群（成獣個体数800頭程度以上）にまたがる個体群として位置付ける。	○
「緩衝地帯」は人とクマの住み分けを図り、捕獲圧を調節する場であり、人の生活ゾーンへの侵入路を遮断する場となる。「緩衝地帯」の設定が必要ではないか。	人の生活ゾーンのうち農耕地等の境界から概ね200mの区域を「緩衝地帯」に設定し、藪等の刈払い、放任果樹の除去等により周辺環境の改善に努めることを明記する。	○
錯誤捕獲個体を原則放獣していることは、評価するが、錯誤捕獲は足の損傷を伴うため、錯誤捕獲を発生させないことが大切である。	クマの生息が想定される場所でのくくりわなの使用を避けるよう市町村、狩猟者に引き続き指導を行っていく。	◎
狩猟を許可するとしているが、既に大量捕殺をしているので狩猟の必要はないのではないか。	かつての絶滅の危険性が高かった状況と比べ、個体数が大幅に回復したと判断されたため狩猟を再開することとしている。ただし、有害捕獲頭数も含めた総捕獲上限数を設定し、上限を超えた、または超えると予想される場合には当該年度の狩猟は中止する。	—
人とクマが共存するには、生息環境の整備が大切、山を天然林化してクマの生息地を再生しているのか。	多様な生物の生息に適した森林づくりを推進するため、広葉樹林化など多様な森林づくりを進める。	—

2 今後の予定

令和4年3月 パブリックコメントの実施結果を県ホームページで公表
環境審議会鳥獣部会への諮問・答申
計画の策定及び公表

令和4年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和4年3月22日
くらしの安心推進課

食品衛生法第24条に基づき毎年度策定する「食品衛生監視指導計画」について、令和4年度計画を策定するに当たり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施したので、その結果を報告する。

1 実施結果

- (1) 実施期間 令和4年2月10日（木）から3月3日（木）まで（22日間）
- (2) 意見総数 13件（団体3組、個人3名）
- (3) 主な意見と対応方針
産地表示の指導、インターネット活用した情報提供等に意見があった。

<対応の区分> 盛込済（◎）、反映（○）、その他（－）

項目	意見の内容	対応方針	対応
監視指導 ・食品検査	他県で水産物の「産地偽装」発覚が散見され、出荷停止等が発生している。食品等事業者に対する衛生管理と食品表示に関する監視指導を強化して欲しい。	重点監視事項に、県内における生鮮食品の産地表示及び加工食品の原料原産地表示の監視指導を追加する。 通常監視に加え、講習会等での啓発、例年実施する夏季及び年末の一斉監視において、適正表示の確認を行う。	○
	動物用医薬品「豚」搬入月が1月・2月とある。昨年度は8月・2月と間隔があった。続月より間隔をあけて実施して欲しい。	「豚」の搬入月を変更して、8月、2月の2回とするよう計画を修正する。	○
	HACCPに沿った衛生管理が制度化されたので、事業者の衛生管理に係る監視指導を徹底して欲しい。	営業許可取得時に導入計画のひな形の提供、営業開始後概ね1ヶ月程度での運用確認を実施する。営業の継続事業者には、県監視員が直接指導するほか、新たに外部委託事業者の巡回等を組み合わせて、指導を徹底する。	◎
	残留農薬「輸入野菜・果実」搬入月が8月のみである。昨年度は2回実施されている。できれば2回するよう検討して欲しい。	輸入食品の監視は、国の検疫後、国と各自治体とで計画的に行っている。近年、検疫による違反割合が減少していること、国全体の輸入量に対する本県の輸入野菜・果実の流通量を考慮して、年1回の計画とする。今後も検疫の違反増加の傾向等を勘案し、必要に応じて収去回数を増やすなどの対応を図る。	－
リスクコミュニケーション	消費者に対し、輸入食品について出荷から食卓に至るプロセス及び表示について学習する機会を作って欲しい。	必要な情報等をより取得しやすくするため、ネットワークを活用した情報発信、ウェブサイトの充実、オンラインセミナーの実施等について計画に追記する。	○
	オンライン等も活用される等、ウィズコロナ社会に適応したリスクコミュニケーションの充実強化も実施計画に盛り込んで欲しい。		
人材育成	人材育成について、食品事業者等の施設向け支援をご案内して欲しい。	県の支援、国セミナー等について、当課ウェブサイト、保健所を通じた情報提供を行うことを計画に追記する。	○

項目	意見の内容	対応方針	対応
その他	輸入後小分けにして販売される食品について、特に乾しいたけの場合、原木栽培と菌床栽培が混合されて個包装されても分からないので、混合率による表示と原産国が正しく表示されるよう指導と監視をして欲しい。	原木栽培及び菌床栽培を混合する場合、割合の多い順に記載することとなり、食品表示基準にあった表示となるよう監視指導を行う。	—
	品目別に必要となる営業許可・届出等の事例一覧があれば、情報公開して欲しい。 ※製造工程等により一概に許可要否等を判別できない場合があることは理解するが、参考として示してほしい。	許可や届出の要否は、製造しようとする品目だけでなく、製造方法や製造工程、販売の方法等、複合的な要素を確認した上で各保健所が判断を行っている。製造品目のみで許可の要否等を判断できる事例一覧の作成は困難と考えており、個別に保健所へ相談をお願いしたい。	—

2 今後の予定

令和4年3月 計画の策定及び公表

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和4年3月22日
生活環境部

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
緑豊かな自然課 (西部総合事務所 環境建築局)	大山登山道線木道改修工事(1工区)	西伯郡 大山町 大山	船越建設株式会社 代表取締役 船越 秀志	103,950,000円 (予定価格) 104,005,000円	令和4年3月10日 ～令和4年12月15日	令和4年3月9日	制限付 一般競争入札 (1社)